

みどり通信

第124号 2006. 11. 8

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 初めてのエクセル	P7
● 税務	P3	● ニューフェイス	P9
● 社会保険	P4	● これからの研修	P10
● 生命保険	P5	● あとがき	P10
● 一倉 定 経営心得	P6	● 営業カレンダー	P11



すっかり寒くなりました。冬の準備はもうお済みですか？

(11/8撮影 冬囲いの済んだ加茂市浄化センター)

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

11月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://homepage2.nifty.com/yn5193>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、11月8日のホームページ掲載のものからです。

『事業継承対策の必要性』

昨日の台風並みの風の力には驚かされたところです。

京都の「一澤帆布」というカバン店が10月16日再開しお客様の長蛇の列ができるほどの状況が先日報道されていきました。三男も新たに一澤帆布加工所を開店。この経緯は、長男と三男による相続権争い(遺言書の真偽で最高裁で争い)。経営権だけでなく従業員も右往左往という状態となったのは記憶に新しいところですが、それを回避するためにも、株式をはじめとする相続財産については「公正証書遺言の作成(公証人の前で申述して作成してもらう方法)」をおすすめいたします。

ところで、貴社の事業の承継はもう対策済みですか。上記の例は特別のケースとしても、まだの場合は、今から将来必ず発生するであろう事業承継について今、考えてみてはいかがでしょうか。

企業は永続・発展させるもの。そのためには、会社の規模に関係なく早い時期からの事業承継対策が重要です。それにより、安心して企業経営に専念でき、後継者による経営がスムーズにいくというものです。

1. 事業承継対策を考える前に、まず、相続時に発生するであろう問題点の把握が必要です。具体例として①経営者の保有株式の状況、②法定相続人および株式の保有状況等、③後継者候補の状況などが考えられます。

2. 承継の方法としては、①長男等への親族内承継、②従業員への承継、③その他第三者への移譲(売却等も含む)等々が考えられます。
3. 中小企業の場合、「経営者＝株主」というケースがほとんどです。そのため、この株式が相続によって分散されることを防ぐことがもっとも大切なことの一つとなります。

その方策として①株式の後継者への生前贈与(暦年110万円控除の制度と、2500万円控除の相続時精算課税制度の活用)、②遺言による後継者への株式の移動(自筆証書遺言と公正証書遺言がありますが後者がベター)、③会社法の制度を利用した株式分散の防止などです。

4. 会社法の制度を利用した株式分散防止策として、このたび施行された会社法では、事業承継対策に関する規定が設けられ、これらを活用することによって、後継者に株式を集中させることや、好ましくない者への株式の分散を防止することが可能となります。

具体的には

- ① 相続人に対する売渡請求の活用、
- ② 議決権制限株式の活用、
- ③ 議決権についての株主ごとに異なる取扱いを活用
- ④ 黄金株(拒否権付き株式)の活用等々。

なお、相続税対策としては、「株価評価を引き下げる方法の検討」、「納税額が最小になる株式の譲渡、贈与計画の策定」などが重要となりますので、早めの着手をおすすめいたします。

税理士 山口 昇

税 務

平成18年度税制改正

5,000円以下の飲食費の損金算入⑤

前回に続き、法人の交際費のうち飲食費で一人当たり5,000円以下の支出は、一定の要件の下で交際費課税の対象から除外される改正に関連して、国税庁はホームページでQ&Aを公開しています。その中からいくつかご紹介します。

Q. 飲食費が1人当たり5,000円以下であるかどうかの判定に当たって、その「支出する金額」に係る消費税等の額はどのように取り扱われるのでしょうか。

A. 飲食費が1人当たり5,000円以下であるかどうかは、その飲食費を支出した法人の適用している税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用方式により算定した金額により判定します。

したがって、その「飲食等のために要する費用として支出する金額」に係る消費税等の額については、税込経理方式を適用している場合には当該支出する金額に含まれ、税抜経理方式を適用している場合には当該支出する金額に含まれないこととなります。

Q. 会議に際して、1人当たり5,000円超の飲食費が生じた場合は、交際費等に該当するものとして取り扱われるのでしょうか。

A. 今般の改正は、従来、交際費等に該当していた飲食費（社内飲食費を除きます）のうち1人当たり5,000円以下のものを、一定の要件の下で一律に交際費等の範囲から新たに除外するというものです。

したがって、従来から交際費等に該当しないこととされている会議費等（会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用など）については、1人当たり5,000円超のものであっても、その費用が通常要する費用として認められるものである限りにおいて、交際費等に該当しないものとされます。

高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます

70歳未満の方の自己負担限度額

所得区分	改正前（平成18年9月まで）	改正後（平成18年10月から）
上位所得者 （※1）	139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1% 【77,700円】	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% 【83,400円】
一般	72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1% 【40,200円】	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円】
低所得者 （※2）	35,400円 【24,600円】	35,400円 【24,600円】

※1 上位所得者とは、平成18年10月からは診療月の標準報酬月額が53万円以上の被保険者及びその被扶養者となります。平成18年9月までは、標準報酬月額が56万円以上の被保険者およびその被扶養者です。

※2 低所得者とは、被保険者が市(区)町村民税の非課税者、被保険者または被扶養者が自己負担限度額の低い高額療養費の支給があれば生活保護の被保護者とならない人です。

(注) 金額は、1月あたりの限度額

【 】 内の金額は、多数該当（過去12ヶ月に3ヶ月以上高額療養費の支給を受け4ヶ月目以降の支給に該当）の場合

70歳以上の方の自己負担限度額

所得区分	改正前 (平成18年9月まで)		改正後 (平成18年10月から)	
	外来 (個人ごと)		外来 (個人ごと)	
現役並み所得者 （※1）	40,200円	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1% 【40,200円】	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円】
一般	12,000円	40,200円	12,000円	40,400円
低所得者 (住民税非課税者等)	Ⅱ (※2)	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ (※3)	15,000円		15,000円

※1 現役並み所得者とは、診療月の標準報酬月額が28万円以上である70歳以上の被保険者及びその70歳以上の被扶養者。70歳以上の被保険者及びその70歳以上の被扶養者の前年(1月～8月の診療月の場合は前々年)の収入の合計が520万円(70歳以上の被扶養者がいない場合には383万円)に満たない場合の所得区分は、申請により一般となります。

※2 市(区)町村民税非課税者または低所得Ⅱの適用を受けることにより、生活保護の被保護者とならない被保険者とその被扶養者。

※3 被保険者およびその被扶養者のすべてについて、療養を受ける月の属する年度分の市(区)町村民税に係る総所得金額等の金額がない場合、または低所得Ⅰの特例を受ければ生活保護の被保護者とならない場合。

高額長期疾病(特定疾病)の見直しについて

長期にわたって高額な医療費が必要となる特定疾病については、特例により自己負担限度額が1万円となっており、限度額をこえる分は高額療養費が現物給付されています。

今回の改正に伴い、人工透析を要する70歳未満の上位所得者(標準報酬月額53万円以上)及びその被扶養者については、自己負担限度額が現行の1万円から2万円に引き上げられます。

今回のテーマ

連生終身保険



相続対策で保険に加入するには、終身保険が一般的ですが、終身保険にも色々な種類があります。

また、相続対策では配偶者の税額控除がある一次相続よりもその後の二次相続の対策をしっかりと行うことが重要です。

今回は相続対策の中でも二次相続対策に有効な保険として「連生終身保険」を紹介します。

連生終身保険

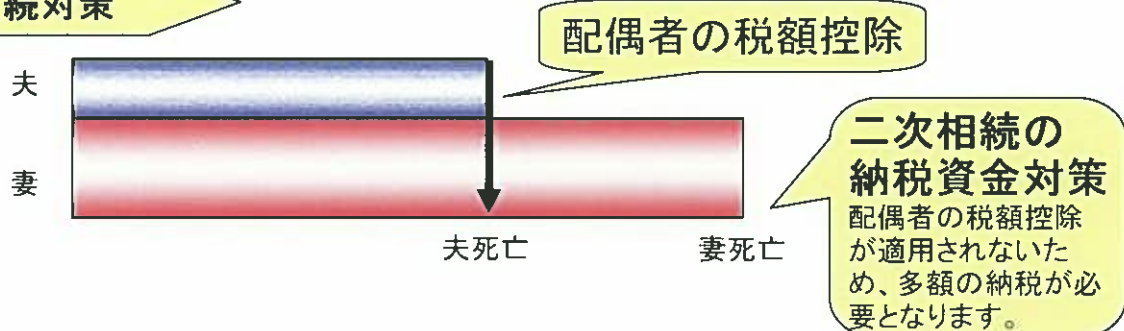


40歳 男性(夫)	保険期間: 終身	年払保険料: 2,296,200円(90歳まで)
40歳 女性(妻)	保険金額: 10,000万円(第一死亡時: 30%、第二死亡時: 70%)	

メリット

1. どちらかが先に死亡された場合、保険金額の30%が支払われます。
2. どちらかが死亡されても、もう一人の終身保障が続く上に、保険料の払込みは免除されます。
3. 二次相続対策に適したプランです。

二次相続対策



今回は、「連生終身保険」を紹介致しました。この保険は以前から一部の生命保険会社で販売されておりますが、ご存知でない方も多いと思います。1つの保険で2名(夫婦等)の保障を合理的に準備することができ、二次相続対策として非常に有効な保険です。相続対策を検討されている方は、ぜひこの「連生終身保険」も対策の1つとして検討されることをお勧めします。具体的なお相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

一倉定の経営心得シリーズ

その七十四

どんな優れた商品でも、
斜陽化してゆくことは
避けられない。

どんな優れた商品でも、斜陽化してゆくことは避けられない、という社長の認識こそ大切である。この認識の上に立って、わが社の将来を考えなければならぬのが社長である。

商品が斜陽化してゆく限り、わが社の現在の商品が、わが社の将来の収益を保証することはできないのである。

とするならば、わが社の将来の収益を得るための商品を、まだ現在の商品の収益力があるうちに開発しておかなければならないのだ。：

社長たるものは、現在の好調に酔うことなく、たえずわが社の商品、事業をチエックし、長期的な視野から、どうすべきかを考えていなければならない。



数式を使って、掛け算と割り算の求め方を学習してみましょう。

エクセルの場合、掛け算は「*」、割り算は「/」を使って計算していきます。
このとき「半角英数」キーを使って入力します。

下の表は、あるお店の1週間（7日間）の売上です。

それぞれの「売上金額」と「1日の平均売上金額」を求めてみましょう。

	A	B	C	D	E
1	1週間(7日間)の売上表				
2					
3	品名	単価	売上個数	売上金額	1日の平均売上金額
4	りんご	250	567		
5	オレンジ	120	490		
6	バナナ	350	500		
7					

1. 「売上金額」の求め方……（「単価」と「売上個数」を掛けると答えは求められます）

- ① セル「D 4」をクリックし、
「=」キーを押します。

	A	B	C	D	E
1	1週間(7日間)の売上表				
2					
3	品名	単価	売上個数	売上金額	1日の平均売上金額
4	りんご	250	567	=	
5	オレンジ	120	490		
6	バナナ	350	500		
7					

- ② セル「B 4」をクリックし、「*」キーを押します。

	A	B	C	D	E
1	1週間(7日間)の売上表				
2					
3	品名	単価	売上個数	売上金額	1日の平均売上金額
4	りんご	250	567	=B4*	
5	オレンジ	120	490		
6	バナナ	350	500		
7					

- ③ セル「C 4」をクリックし、「*」キーを押します。

	A	B	C	D	E
1	1週間(7日間)の売上表				
2					
3	品名	単価	売上個数	売上金額	1日の
4	りんご	250	567	=B4*C4	
5	オレンジ	120	490		
6	バナナ	350	500		
7					

- ④ 「Enter」キーを押すと計算された数字が表示されます。

	A	B	C	D	E
1	1週間(7日間)の売上表				
2					
3	品名	単価	売上個数	売上金額	
4	りんご	250	567	141750	
5	オレンジ	120	490		
6	バナナ	350	500		
7					

⑤ 計算式の連続コピーをします。

D4	fx =B4*C4			
	A	B	C	D
2				
3	品名	単価	売上個数	売上金額
4	りんご	250	567	141750
5	オレンジ	120	490	
6	バナナ	350	500	

マウスをここに載せ、**+**の形に変わったら「D6」までドラッグします。

⑥ 計算式がコピーされ、それぞれの数字が表示されます。

	A	B	C	D	
2					
3	品名	単価	売上個数	売上金額	1日の
4	りんご	250	567	141750	
5	オレンジ	120	490	58800	
6	バナナ	350	500	175000	
7					

2. 「1日の平均売上金額」の求め方

……（「売上金額」を「7」で割ると答えは求められます）

① セル「D4」をクリックし、「=」キーを押し、「D4」をクリックした後、「/」キーを押します。

SUM	fx =D4/				
	A	B	C	D	E
2					
3	品名	単価	売上個数	売上金額	1日の平均売上金額
4	りんご	250	567	141750	=D4/
5	オレンジ	120	490	58800	
6	バナナ	350	500	175000	
7					

② 「7」と入力します。

SUM	fx =D4/7				
	A	B	C	D	E
2					
3	品名	単価	売上個数	売上金額	1日の平均売上金額
4	りんご	250	567	141750	=D4/7
5	オレンジ	120	490	58800	
6	バナナ	350	500	175000	


③ 「Enter」キーを押すと計算された数字が表示されます。

	D	E
個数	売上金額	1日の平均売上金額
567	141750	20250
490	58800	
500	175000	

④ 計算式の連続コピーをすると、それぞれの数字が表示されます

	D	E
	売上金額	1日の平均売上金額
	141750	20250
	58800	8400
	175000	25000

⑤ 「D4」から「E6」まで範囲選択をし、

ツールバーの  をクリックすると「カンマ」が表示されます。

D4	fx =B4*C4				
	A	B	C	D	E
2					
3	品名	単価	売上個数	売上金額	1日の平均売上金額
4	りんご	250	567	141750	20250
5	オレンジ	120	490	58800	8400
6	バナナ	350	500	175000	25000

出来上がり

G15	fx				
	A	B	C	D	E
1	1週間(7日間)の売上表				
2					
3	品名	単価	売上個数	売上金額	1日の平均売上金額
4	りんご	250	567	141,750	20,250
5	オレンジ	120	490	58,800	8,400
6	バナナ	350	500	175,000	25,000
7					

ニューフェイス

10月20日に入社させていただきました、西丸保幸です。

まだ半月、毎日が新鮮な驚きと感動の連続でいいと言えば聞こえはいいですが、正直、わからないことだらけで日々作業をこなすだけでいっぱいです。

仕事の合間には各種研修会等が多々あるのですが、その忙しい限られた時間の中で全てをこなしていく事務所の先輩方の処理能力の速さには、ただただ尊敬するばかりです。早くそのレベルに一步でも近づけるよう、精進していきたいと思えます。色々いたらない点もあるとは思いますが、何卒よろしく願いいたします。



これからの研修

TKC経営革新セミナー	加茂市産業センター	11月16日(木) 13:00 ~ 16:00
掃除に学ぶ会	三条市立第二中学校	11月19日(日) 8:30 ~ 12:00
年賀状作成講座Aコース	当事務所2F研修室	11月17日(金) 13:00 ~ 15:00 11月21日(火) 13:00 ~ 15:00
年賀状作成講座Bコース	当事務所2F研修室	12月4日(月) 13:00 ~ 15:00 12月7日(木) 13:00 ~ 15:00



あ と が き

最近、紛失していた自転車が2台見つかりました。1台は加茂駅、もう1台は燕市内のクリニックで見つかりました。連絡を下さった燕警察の方、自転車を発見し預かってくださっているクリニックの方、どちらも電話での対応が温かく、喜びが増し、しあわせな気持ちになりました。

「和顔施」という言葉があります。これは仏教の教えで「誰かにあったらにっこりとした笑顔を与える」ということです。私もこの二人の方から与えていただいた声の笑顔、しあわせな気持ちを見習っていきたいと思います。

山 口 幸 子

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		



12月



日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://homepage2.nifty.com/yn5193>

e-mail: yn@tkcnf.or.jp